平成２７年（フ）第５９号
福井市小当見町第11号41番地、旧住所三重県四日市市大矢知町1061番地　アール・コンシャス212
債務者　吉田　隆富
1　決定年月日時　平成27年３月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月１日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第６０号
福井市文京５丁目13番19号　メゾン東山102、旧住所福井県鯖市御幸町３丁目９番Ａ４－103号
債務者　小川　栄子
1　決定年月日時　平成27年３月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月１日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第２５０号
名古屋市中川区下之一色町字松蔭５丁目７番地の１　ロイヤル服部302号
債務者　益永　珠美
1　決定年月日時　平成27年３月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月１日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第３０９号
名古屋市天白区原２丁目3507番地の２　グランメールＫＡＺＵ803号
債務者　宇野　幸仁
1　決定年月日時　平成27年３月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月１日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第８９号
大分市大字鶴崎122番地の２　コーポ竹藤106
債務者　河野　義秀
1　決定年月日時　平成27年３月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月１日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第１２４号
熊本市南区八分字町2915番地　サンハイツ206
債務者　牟田　三昭
1　決定年月日時　平成27年３月30日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月９日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第６７号
大分市大字鴛野519番地の５　コーポ賀来105
債務者　後藤富貴子
1　決定年月日時　平成27年３月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月９日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第１３号
山口県周南市大字栗屋971番地の６　パールハイツⅠ－201号、前住所岡山県笠岡市城見台30番地９
債務者　訪問あんまのアローズこと　広常　雄也
1　決定年月日時　平成27年３月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月18日まで
山口地方裁判所周南支部

平成２７年（フ）第１２７号
栃木県宇都宮市操町８番24号　サンクレイドル宇都宮操町ウィンフォート206号室、前住所栃木県宇都宮市鶴田町2153番地５
債務者　小林　崇仁
1　決定年月日時　平成27年３月27日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月26日まで
5　免責審尋期日　平成27年４月24日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２７年（フ）第３９２号
横浜市保土ケ谷区鎌谷町235番地７
債務者　井上　和代
1　決定年月日時　平成27年３月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月26日まで
5　免責審尋期日　平成27年５月27日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第４３号
岡山市中区原尾島３丁目11番３号竹野マンション305号、旧住所岡山市中区原尾島３丁目６番47号Ｆスペース203号
債務者　下村　恒子
1　決定年月日時　平成27年３月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月26日まで
5　免責審尋期日　平成27年６月10日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第９０号
岡山市南区新福１丁目１番30号コニファープラザ新福407
債務者　平嶋　　光
1　決定年月日時　平成27年３月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月26日まで
5　免責審尋期日　平成27年６月３日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１０６号
岡山市南区大福707番地２　108
債務者　澤田　美和
1　決定年月日時　平成27年３月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月26日まで
5　免責審尋期日　平成27年６月３日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１１１号
栃木県矢板市本町13番21号　シュトラーセ寿Ⅱ－303号
債務者　髙野　愛絵
1　決定年月日時　平成27年３月30日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月29日まで
5　免責審尋期日　平成27年５月22日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２７年（フ）第１３３号
栃木県宇都宮市南町18番15号、前住所栃木県宇都宮市さつき２丁目４番33号
債務者　坂井　郁夫
1　決定年月日時　平成27年３月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月29日まで
5　免責審尋期日　平成27年４月24日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２７年（フ）第４６号
東京都三鷹市大沢５丁目17番18号フリージアＢ101
債務者　川又　洋介
1　決定年月日時　平成27年３月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月29日まで
5　免責審尋期日　平成27年５月29日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部